



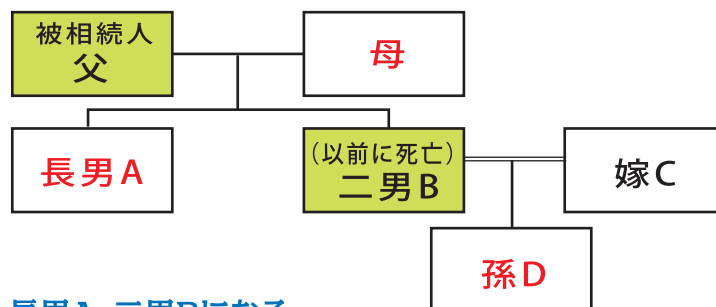
～代襲相続と数次相続のちがい～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



1. 代襲相続(だいしゅうそうぞく)とは

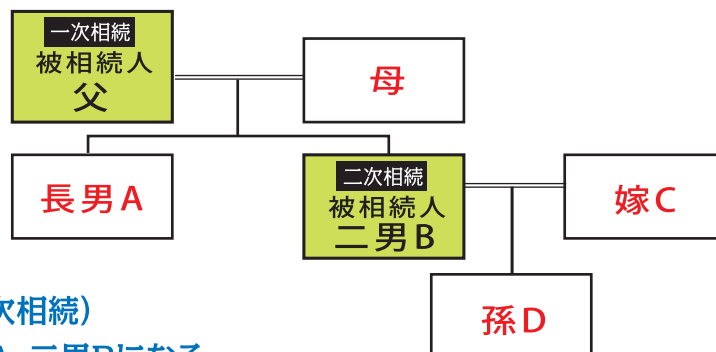
推定相続人である被相続人の子(または兄弟姉妹)が、相続の開始以前に死亡、廃除、相続欠格により相続権を失ったときに、その者の子がその者に代って相続することといます。父が死んで子供が相続人となるはずが、子供は父よりも先に死んでしまってすでにいないので、子供に代わって孫が相続人になるというものです。



- 1)父が亡くなった。
- 2)通常の相続人は、母、長男A、二男Bになる。
- 3)しかし、二男Bが以前に死亡しているため、代襲相続により孫Dが相続人となる。
- 4)遺産分割協議は、母、長男A、孫Dの3人で行う。

2. 数次相続(すうじそうぞく)とは

相続が開始して、その相続についての遺産分割協議が完了する前に相続人が死亡し、新たな相続が開始することをいい、相続が2回以上重なっている状態を数次相続といいます。
最初の相続を「一次相続」、次の相続を「二次相続」といいます。



- 1)父が亡くなった(一次相続)
- 2)相続人は、母、長男A、二男Bになる。
- 3)しかし、遺産分割協議完了前に、二男Bが死亡(二次相続)
- 4)二男Bの相続人である嫁Cと孫Dの2人が、二男Bの相続権を相続する。
- 5)一次相続の遺産分割協議は、母、長男A、嫁C、孫Dの4人で行う。

3. 代襲相続と数次相続の違い

代襲相続と数次相続の違いは、亡くなった順番の違いによるものです。
代襲相続の相続人は、子供(または直系卑属)に限られますが、数次相続では、相続人の範囲が広がり、二次相続の被相続人に配偶者がいれば、その配偶者も相続人になります。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL: 075-708-5591 FAX: 075-708-5592 E-mail: murao-kimio@tkcnf.or.jp